

鋸南町地域公共交通計画策定支援業務委託プロポーザル募集要項

1 業務の目的

本町の地域公共交通は、鉄道、町営循環バス及びタクシーが運行しているが、近年では高齢化や運転手不足の深刻化などにより、地域公共交通の確保・維持が困難な状況になりつつある。

しかし、地域における移動手段は、交通分野の課題解決にとどまらずまちづくり、観光振興、更には健康、福祉、教育、環境等の様々な分野で大きな効果をもたらしており、地域社会全体の価値を高める上で地域公共交通の確保・維持は、ますます重要な課題となっている。

このようなことから、本業務では、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第5条に基づき、本町の地域公共交通施策のマスタープランとなる「鋸南町地域公共交通計画」を策定するために、町民の移動実態、ニーズ等の調査の実施により、本町における地域公共交通の課題の整理や基本方針、地域公共交通に関する施策、実施主体について検討し、計画のとりまとめを行うことを目的とする。

2 業務の概要

- (1) 業 務 名 鋸南町地域公共交通計画策定支援業務委託
- (2) 委 託 期 間 契約締結の翌日から令和8年3月25日（水）まで
- (3) 業 務 内 容 別添「提案仕様書」のとおり
- (4) 提案上限額 14,993,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、この金額は契約時の予定額を示すものではなく、事業の規模を示すものである。

3 プロポーザル方式により受託候補者を特定する理由及びプロポーザル方式の方法

受託候補者の選定にあたっては、豊富な経験と高い専門知識を有する事業者から幅広い提案を募集し、業務の目的を達成するための必要な分析力、企画力を有し、優れた提案を行う事業者を特定することが可能であるプロポーザル方式を採用する。

また、多くの参加者から提案を受け、よりよい事業者を特定するため、プロポーザル方式の方法は公募型とする。

4 参加資格

本業務に係るプロポーザルに応募できる者は、委託業務を効果的かつ効率的に実施することができる事業者とし、次に掲げる要件を全て満たしていることを条件とする。

- (1) 令和7年度鋸南町競争入札参加資格者名簿に登録されている者又は登録を予定している者であること。
- (2) 過去5年以内に他の地方公共団体において、地域公共交通計画の策定に関する業務を元請として実施した実績を有する者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 本公募開始日から企画提案書の提出期限までに、国及び地方公共団体から指名停止若しくは指名保留を受けていないこと。
- (5) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年を経過しない者又は本公募開始日前6か月以内に手形若しくは小切手を不渡りにした者に該当しないこと。

- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団員及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (8) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定する宗教団体、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）に規定する政治団体等、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体でないこと。
- (9) 本公募開始日において法人税、法人事業税、法人住民税、消費税及び地方消費税に滞納がないこと。

5 日程

項 目	日 程
(1) 募集要項の公表	令和7年 4月14日（月）
(2) 質問受付	令和7年 4月14日（月）から 令和7年 4月21日（月）まで
(3) 質問回答期限	令和7年 4月23日（水）
(4) 参加申込書提出期限	令和7年 4月30日（水）
(5) 参加資格審査結果通知	令和7年 5月 7日（水）
(6) 企画提案書等提出期限	令和7年 5月16日（金）
(7) プレゼンテーション審査	令和7年 5月20日（火）
(8) 審査結果通知	令和7年 5月26日（月）
(9) 契約締結	令和7年 5月下旬

※ただし、各実施日について、事務上の都合により変更できるものとする。

6 質問書の受付及び回答

(1) 質問

①受付期間

令和7年4月14日（月）から令和7年4月21日（月）まで

②受付方法

質問書（様式5）に質問事項を記載の上、電子メールにより送信すること。ただし、応募状況等、公正な審査選考を妨げる内容は受け付けない。

鋸南町総務企画課企画財政室（鋸南町地域公共交通活性化協議会事務局）

メールアドレス kikakuzaisei@town.kyonan.chiba.jp

受信確認のため、送信後に必ず電話連絡を行うこと。

(2) 質問への回答

質問に対する回答は、全てを取りまとめた上で、一括して令和7年4月23日（水）までに鋸南町ホームページに掲載する。

なお、質問に対する回答は、本募集要項及び仕様書の追加又は修正とみなす。

7 参加申込書の提出

(1) 提出期限

令和7年4月30日（水）午後5時（必着）

（土曜日、日曜日、祝日を除く、午前8時30分から午後5時まで）

(2) 提出場所

〒299-2192 千葉県安房郡鋸南町下佐久間3458

鋸南町総務企画課企画財政室（鋸南町地域公共交通活性化協議会事務局）

(3) 提出方法

直接持参又は郵送

(4) 提出書類

①参加申込書（様式1）

②会社概要（様式任意、パンフレット等でも可）

③業務実績書（様式2）

・過去5年以内に地域公共交通計画の策定に関する業務を完了したものを記載すること。

※鋸南町競争入札参加資格者名簿に未登載の者は以下の書類を添付すること。

a 法人の場合、登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

b 個人の場合、身分証明書及び登記されていないことの証明書

c 印鑑証明書

d 納税証明書

法人税、法人事業税、法人住民税、消費税及び地方消費税に係る納税証明又は未納がないことを証明した書類。

e 決算報告書（直近3年度分の財務諸表）

(5) 提出部数

1部

(6) 参加資格審査結果の通知

参加資格確認終了後、令和7年5月7日（水）までに参加申込書記載の電子メールアドレス宛に送付する。

8 企画提案書の提出

(1) 提出期限

令和7年5月16日（金）午後5時（必着）

（土曜日、日曜日、祝日を除く、午前8時30分から午後5時まで）

(2) 提出場所

〒299-2192 千葉県安房郡鋸南町下佐久間3458

鋸南町総務企画課企画財政室（鋸南町地域公共交通活性化協議会事務局）

(3) 提出方法

直接持参又は郵送

(4) 提出書類

①企画提案書表紙（様式3）

②企画提案（様式任意）

・A4判、表紙・目次等を含めずに20ページ以内で作成すること。やむを得ずA3判

を使用する場合は、横折込みとすること。ただし、A 3 判 1 枚につき A 4 判 2 ページと換算すること。

- ・企画提案書は、別紙仕様書の項目に即して提案内容を記載すること。
- ・仕様書に示していない内容でも、本町にとって有益になるとと思われるものについては、積極的に提案すること。

③業務工程表（様式任意）

④配置予定技術者調書（総括責任者、主担当者、担当者）（様式 4）

- ・総括責任者、主担当者及び担当者は、原則として業務完了まで変更を認めない。

⑤見積書（様式任意）

- ・業務の内容、人件費等の積算内訳を記載した内訳書を添付すること。また、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積金額には消費税額を加算すること。

(5) 提出部数

8 部（正本 1 部・副本 7 部）、電子データ

(6) 提案にあたっての留意事項

- ①提出する書類は、原則 A 4 判縦型、横書きとする。
- ②提出後における提案書の差替え、追加等は不可とする。
- ③提出された書類は返却しない。
- ④提出された書類は公表する場合がある。ただし、町と提案者との協議において、公表されることにより提案者の権利が著しく阻害されると認められる内容を除くものとする。
- ⑤提出書類の著作権は、提案者に帰属する。ただし、町は本業務の範囲において公表する場合、その他町が必要と認める場合、提案書を無償で利用できるものとする。また提案書に含まれる第三者の著作物について公表などの使用に関しては、提案者が第三者の承諾を得ておくこととする。
- ⑥使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

9 選定方法

鋸南町地域公共交通計画策定支援業務委託プロポーザル選定委員会において、提案者から提出された企画提案書等の各種書類及びプレゼンテーションにより評価する。また、評価方法は、次の選定基準に基づき評価する。

なお、プレゼンテーション審査の実施日や時間等の詳細については、後日提案者に通知する。また、応募多数の場合は、プレゼンテーションに先立ち書類選考を行う場合がある。

(1) 選定基準

審査は、次の評価項目に基づき評価し、採点するものとする。

評価項目	配点基準
ア 企画提案内容	4 0
イ 業務実施体制及び実績	3 0
ウ プレゼンテーション	2 0
エ 見積価格	1 0

(2) 優先交渉権者及び次点交渉権者の決定

評価点数が 6 0 点を超える者の中から最も評価の高い提案者を優先交渉権者として選定す

る。次に評価の高い提案者を次点交渉権者として選定する。なお、提案者が1 者の場合は、評価点数が6 0 点を超える者を優先交渉権者として選定する。

(3) 選定結果の通知

選定結果は、全ての提案者に対し、書面で通知するとともに、優先交渉権者及び次点交渉権者を鋸南町ホームページにて公表する。

なお、選定結果に対する異議申し立ては認めない。

1 0 契約

- (1) 優先交渉権者との協議が整い次第、速やかに委託契約を締結する。なお、提案の内容がそのまま契約内容となるものではなく、協議に基づき変更をすることがある。
- (2) 優先交渉権者との協議が合意に至らなかった場合は、次点交渉権者を新たな優先交渉権者とする。

1 1 その他

(1) 失格

以下の事項に該当する場合は、失格とする。

- ①本プロポーザルの期間中に「4 参加資格」に規定する参加資格を失った場合
- ②「2－(4) 提案上限額」に規定する提案上限額を超える見積書を提出した場合
- ③提出した書類等に虚偽の内容が記載されていると判断した場合
- ④著しく信義に反する行為を起こした場合
- ⑤審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ⑥その他選定委員会が不適格と認めた場合

(2) 全般的な留意事項

- ①本プロポーザルに関する経費は、全て提案者の負担とする。
- ②選定のため必要と認める場合に限り、追加書類の提出を求める場合がある。
- ③本プロポーザルに参加する者は、優先交渉権者の選定後において、本募集要項及び仕様書、募集関係書類の内容について、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできないものとする。

(3) 仕様書

優れた提案の内容を基にして業務を実施していくため、最終的な仕様書は、本業務の受託者と協議して決定するものとする。

(4) 業務の再委託

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、業務を効果的に行う上で必要と思われる業務については、町と協議の上、業務の一部を第三者に委託することができる。

(5) 問合せ先

鋸南町総務企画課企画財政室（鋸南町地域公共交通活性化協議会事務局）

〒299-2192 千葉県安房郡鋸南町下佐久間3 4 5 8

電話番号 0 4 7 0－5 5－4 8 0 1

FAX番号 0 4 7 0－5 5－1 3 4 2

E-mail kikakuzaisei@town.kyonan.chiba.jp

鋸南町地域公共交通計画策定支援業務委託プロポーザル選定基準表

評価項目	評定					評価基準
	Aー極めて優れている Bー優れている Cー普通 Dー劣る Eー著しく劣る					
企画提案 (配点 40)	A 40	B 32	C 24	D 16	E 8	・本町の特性、課題を的確に把握しており、本業務の目的や条件を十分に理解しているか。 ・本町の現状を把握するための調査・分析の手法について、計画策定にあたり適切な提案がなされているか。 ・住民の意見等を幅広く、かつ効果的に集約することができる提案となっているか。 ・本町の実情を踏まえたうえで、独自性を持った発想があるか。
業務実施体制 及び実績 (配点 30)	A 30	B 24	C 18	D 12	E 6	・業務の実施体制・担当者の配置状況が的確かつ適正であるか。 ・業務工程が現実に沿ったものであるか。 ・過去の業務実績から見て、確実に業務を遂行できる能力を有しているか。
プレゼンテーション (配点 20)	A 20	B 16	C 12	D 8	E 4	・提案書に関する説明のわかりやすさ、業務に対する取組意欲が感じられるか。 ・質疑に対する回答が的確なものとなっているか。
見積価格 (配点 10)	最低の見積価格÷提案者の見積価格×10					・見積価格について相対的に評価する ※小数点第1位以下切り捨て